掲げる協同組合連合会の行う共済にあつては、百分の七十五）を乗じて計算した金額を超える場合の当該各連結事業年度を除く。）」を加え、「同項第三号中「百分の二・五」を「同項第二号中「百分の二」に、「百分の五」を「百分の四」に改め、同条第二十項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「各連結事業年度」の下に「（当該各連結事業年度終了の日において当該連結法人の行う保険に係る第十三項第一号に規定する異常危険準備金の金額が第五項第一号に規定する当年度保険料等に百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合の当該各連結事業年度を除く。）」を加える。

第三十九条の八十五第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改める。

第三十九条の八十六第三項中「第六十八条の五十九第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の」を「これらの規定の」に改める。

第三十九条の八十八第五項第一号中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に改め、同条第八項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「なつた鉱業事務所に係る収入金額の合計額」を「なつた同条第五項に規定する鉱業事務所に係る第一項に規定する収入金額の合計額（以下この項において「収入金額の合計額」という。）」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「及び法第六十八条の六十一第十三項において準用する法第六十八条の四十三第十八項に規定する政令で定めるところにより計算した金額」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とする。

第三十九条の九十第一項中「附則第八条第五項」を「附則第七条第五項」に改め、同条第六項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第五十九条第一項及び第二項」を「第五十九条第一項から第三項まで」に、「、第六十二条第二項」を「、第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項」に改める。

第三十九条の九十一第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三十九条の九十二第五項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第三十九条の九十六第一項中「（以下この条」を「（以下第三項まで」に、「以下この条において同じ」を「次項及び第三項において同じ」に、「第十五条の二第一項」に改め、同条第五項中「（同法第七十一条第二項の規定を同法第八十一条の十九第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項の表第八十一条の十九第二項第一号ロの項中「第八十一条の十九第二項第一号ロ及び第六項第二号ロ」を「第八十一条の十九第三項第一号ロ並びに第四項第一号ロ及び第二号ロ」に改め、同表第百三十四条の二第二項の項中「第百三十四条の二第二項」を「第百三十五条第二項」に改め、同条第六項中「税額調整金額」を「加算調整額」に改め、「から同項第二号から第四号までに掲げる金額を減算した金額」を削る。

第三十九条の九十七第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項第一号中「とする」を「とし、清算中の連結子法人の残余財産のうちに土地等がある場合には、当該残余財産が確定した時における土地等の価額とする」に改め、同条第四項第一号に次のように加える。

ホ　清算中の連結子法人の残余財産のうちに土地等がある場合において当該残余財産が確定した場合　当該残余財産の確定直前における土地等の帳簿価額

第三十九条の九十七第四項第二号中「第百十九条の三第五項」の下に「若しくは第六項」を、「第九条第一項第六号」の下に「又は第七号」を加え、同条第七項中「第二条第三十六号」に改め、同条第八項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第十三項第一号中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同項第二号中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に、「適格合併等」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同項第三号及び第四号中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第十八項中「（同法第七十一条第二項の規定を同法第八十一条の十九第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項の表第八十一条の十九第二項第一号ロ及び第六項第二号ロの項中「第八十一条の十九第三項第一号ロ並びに第四項第一号ロ及び第二号ロ」を「第八十一条の十九第四項第一号ロ及び第二号ロ」に改め、同表第百三十四条の二第二項の項中「第百三十五条第二項」を「第百三十五条第三項」に改める。

第三十九条の九十八第一項第一号中「並びに同号」を「、同号」に改め、「仲介行為」の下に「並びに清算中の連結子法人の残余財産のうちに当該連結子法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等で所有期間（その取得をした日の翌日から法第六十八条の六十八第二項第一号に規定する土地の譲渡等をした日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が五年以下であるもの（当該土地の譲渡等をした日の属する年において取得をしたものを含む。）がある場合における当該残余財産の確定」を加え、同項第二号イ(2)中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改める。

第三十九条の九十九第七項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第八項中「同項第二号及び第三号」を「同号」に、「これらの規定」及び「法第六十八条の七十一第五項第二号及び第三号」を「同号」に、「、法第六十四条の二第一項」を「、同項」に改め、同条第九項第三号及び第四号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第十五項中「若しくは第三号」を削り、同条第十七項中「これらの規定する適格分社型分割等」を「法第六十八条の七十第七項（法第六十八条の七十一第九項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十八条の七十一第三項に規定する適格分割若しくは適格現物出資」に改める。

第三十九条の百第八項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第三十九条の百一第五項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改める。

第三十九条の百四の二第二項中「により当該適用連結親法人」を「が当該適用連結親法人」に改め、「当該株主等の同族関係者」の下に「、適用連結親法人」を加える。

第三十九条の百六第一項中「適格事後設立法人」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」に改め、同条第十五項第二号イ中「又は適格分割に該当しない分割型分割」及び「又は分割型分割」を削り、同条第十七項中「適格分割等」を「適格分割等」に改め、「以下この項及び」を削り、同条第十八項第二号イ中「又は適格分割に該当しない分割型分割」及び「又は分割型分割」を削り、同条第三十項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第三十二項中「規定する適格分社型分割等」を「規定する適格分割又は適格現物出資（第四号において「適格分割等」という。）」に改め、同項第四号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第三十三項を削り、同条第三十四項中「第六十八条の七十九第五項第二号」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、「差益割合」の下に「（同条第十五項第四号に規定する差益割合をいう。）」を加え、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「同項第二号及び第三号」を「同号」に、「これらの規定」及び「法第六十八条の七十九第五項第二号及び第三号」を「同号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項第三号及び第四号中